

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	生活支援課

契約業者名・住所	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 東関東事業本部 (千葉市中央区新千葉2-6-3 エミネンス新千葉1階)
工事等の名称	松戸市就労準備支援事業業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	22,752,298円
工事等の概要	生活保護受給者および生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者に対する社会参加支援
随意契約の理由	<p>本事業は、生活保護受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者（以下、「生活保護受給者等」という。）を対象とし、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業である。本事業は、生活保護受給者等のうち、日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため既存の職業紹介や職業訓練、求職者支援制度などの対象とはなりにくい者に対して、一人ひとりの状況に応じて集中的・計画的に支援や訓練を行うことにより、就労に必要な基礎能力の形成と、就労意欲の喚起を図ることで、一般就労につなげることを目的としている。</p> <p>支援内容は、生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援等を利用者の状況に応じて行うが、支援に当たっては、担当ケースワーカー、就労準備担当者、自立相談支援機関等によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、支援関係者等と情報共有し、連携して支援を行うことが重要となる。また、配置職員として、キャリアコンサルタント、産業カ</p>

ウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事していた者など、生活保護受給者等への就労支援を適切に行うことができる人材を必要とする。よって、本事業は、高度な専門知識、ノウハウ、経験などが必要とされることから、令和7年度の指名競争入札により決定した。本事業者は、対象者への懇切丁寧な助言や指導による信頼関係の構築により、円滑に契約を履行している。さらに、対象者の支援期間について、原則として1年を基本としており、支援の効果が発現するまでに時間を要することが見込まれることから、新年度に実施業者の変更があった場合、これまで築き上げた信頼関係が途切れることにより、対象者の安定的な支援に支障を招く恐れや、他の事業者と一から信頼関係を構築していかなければならないことから、対象者の意欲の低下を招いてしまうなど、これまで積み上げてきた効果が無に帰す可能性もあり、業務全体へ多大な影響を及ぼすものと懸念される。

以上のことから、本事業は、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、本事業者と随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。